

【国民生活事業】「生活衛生新型コロナ対策資本性劣後ローン」のお申込時にご提出いただく書類

① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。）		記入例	
② 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注1）		—	
③ 直近の試算表		—	
④ 事業計画書（注5）	1. J-Startupプログラムに選定された企業（注2）又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンド（注3）から出資を受けた方	新型コロナ対策資本性劣後ローン用 ※すでに民間金融機関、ベンチャーキャピタル等へご提出されている事業計画書もご提出ください。	記入例
	2. 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を図る方（注4）	新型コロナ対策資本性劣後ローン用 ※再生支援協議会の関与のもと策定した事業計画書もご提出ください。	
	3. 原則として認定経営革新等支援機関（以下認定支援機関）（注6）の指導を受けて事業計画を策定した方であって、かつ民間金融機関等との協調支援（注7）により事業の発展又は継続を図る方	新型コロナ対策資本性劣後ローン・認定支援機関関連用 （注8）	記入例
⑤ 資金繰り表 （ご相談月から最低1年間の資金繰り表をご作成の上、事業計画書上黒字化するまでの期間をご作成ください。）		記入例	
現在お取引がない方	⑥ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）		—
	⑦ 企業概要書 または 創業計画書 （税務申告未了の場合は創業計画書をご提出ください。）		—
	⑧ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）		—
その他	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方	左記以外の方（注9）であって設備資金をご利用の方	
	生活衛生同業組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（お申込金額が500万円以下の場合不要です。）	

（注1） 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

（注2） J-Startupプログラムに選定された企業は、[J-Startupホームページ](#)から確認できます。

（注3） 中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合は、[中小機構出資ファンド検索システム](#)から確認できます。

（注4） 「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援」又は「再生計画策定支援」を受けている方に限ります。

（注5） すでに策定されている事業計画書と重複する項目がある場合は、改めて記載していただく必要はありません。

（注6） 認定支援機関は、右記のサイトから検索することができますのでご確認ください。◆金融機関以外：[中小企業庁HP](#) ◆金融機関：[金融庁HP](#)

（注7） 原則として、民間金融機関等が日本公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に、新たな融資（出資を含む）を行うことをいいます。

（注8） 認定支援機関より、**事業計画に対する所見の記載、署名、及び押印**を受けた上でご提出ください。

（注9） 本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなりますが、「新型コロナ対策資本性劣後ローン」では、お借換以外の運転資金、設備資金ともにご利用いただけます。

※上記のほかにも、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。また、設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。